

26. 肖像権取扱規程

2020年6月2日
規 第26号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という）が主催する事業に参加または関与する構成員、指導者並びにその他の関係者の肖像の取扱及び基本事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 本事業とは、協会が主催する大会、研修会及び講習会をいう。
- (2) 指導者とは、協会の役員及び本事業の役員、監督・コーチ・引率者をいう。
- (3) 本事業関係者とは、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、協会及び本事業に関係する機関・競技団体の関係者をいう。
- (4) 肖像とは、人の容貌・姿態及び個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等をいう。
- (5) 肖像権とは、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利及び肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利をいう。

(肖像の管理)

第3条 協会は、次条以下に定める範囲で、構成員、指導者及び本事業関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

(協会等による肖像の利用)

第4条 構成員、指導者及び本事業関係者は、協会及び協会が認める企業・団体・報道機関等が次の各号に掲げる行為を行うことにつき、異議を述べない。

- (1) 本事業の開催期間中に、本事業の会場及びその周辺において、構成員、指導者及び本事業関係者の肖像を撮影し、または記録すること。
 - (2) 前号により撮影または記録した肖像を、新聞・雑誌・ホームページへの掲載、テレビ・インターネットでの放映、広告・宣伝への利用または商品化する等、営利非営利を問わず利用すること。
 - (3) 第1号により撮影または記録した肖像を有償で譲渡すること。
- 2 構成員、指導者及び本事業関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如何を問わず一切の対価を請求しない。
- 3 第1号により撮影または記録した肖像に対し、私的理屈にて利用を拒否したい場合は、本事業で定める期日までに、書面にて提出すること。

(第三者による肖像の利用)

第5条 構成員、指導者及び本事業関係者は、協会の事前の書面による承諾のある場合を除き、本事業における自己の肖像を第三者に利用させてはならない。但し、本人またはその家族が私的に利用する場合を除く。

(本規程の承諾)

第6条 構成員及び指導者は、本事業の参加申込の提出により、本規程を承諾したものとする。

- 2 本事業関係者は、本事業に関与することが決定したとき、本規程を承諾したものとする。

3 協会及び本事業関係者は、前2項に定めのない者に対し、本事業会場に来場した場合には本規程を承諾したものとみなされる旨を、掲示、放送その他の方法により告知する。

(権利の侵害)

第7条 協会、構成員、指導者及び本事業関係者は、構成員、指導者または本事業関係者の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

(定めなき事項)

第8条 本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として協会の理事会で協議・決定し解決するものとし、構成員、指導者及び本事業関係者は当該決定に従うものとする。

(改 廃)

第9条 協会が必要と認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、改訂前に撮影または記録された肖像も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

(違反時の措置)

第10条 構成員、指導者及び本事業関係者が本規程に違反したときは、協会は、損害賠償請求等の法的措置その他協会が相当と認める措置をとることができる。

(附 則)

この規程は、2018年6月2日より施行する。

この規程は、2020年4月1日から変更し同日より施行する。